

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

## 千葉国民年金 事案 1351

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年7月まで

社会保険庁の記録によると、平成11年4月から12年7月までの期間が未納とされているが、新卒で入社した会社を退社して、国民健康保険や税金の手続きも含め、A市役所で国民年金の加入手続きを行った記憶がある。その後、保険料が割引になるので、まとめて保険料を納付したり、月ごとに納付してきており、未納となっているのは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、社会保険事務所から年金手帳を平成11年4月6日に再交付されているので、国民年金の加入手続きもA市役所で同時期に行われたと推認することができる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間は16か月と比較的短期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適正に行っている上、前納制度を利用しているなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1352

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで  
③ 平成 2 年 10 月から同年 12 月まで  
④ 平成 4 年 10 月から 5 年 3 月まで  
⑤ 平成 5 年 5 月から 6 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が私の分と一緒に A 市役所又は B 社会保険事務所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する昭和 63 年分確定申告書の控えに昭和 62 年度分の一部及び 63 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料二人分に相当する保険料支出の記載があり、申立期間②の前後の期間は現年度保険料で納付済みであるので、申立人の主張どおり、申立期間②の保険料は、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び③から⑤までについては、一緒に納付したとされる申立人の妻の保険料も未納となっている上、ほかにも未納期間が存在し、その申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

このほかに申立期間①及び③から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで  
③ 平成 2 年 9 月  
④ 平成 2 年 10 月から同年 12 月まで  
⑤ 平成 4 年 10 月から 5 年 3 月まで  
⑥ 平成 5 年 5 月から 6 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が夫の分と一緒に A 市役所又は B 社会保険事務所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する昭和 63 年分確定申告書の控えに昭和 62 年度分の一部及び 63 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料二人分に相当する保険料支出の記載があり、申立期間②の前後の期間は現年度保険料で納付済みであること、及び申立期間③については、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みであり、申立期間③を除き夫婦共に過年度保険料で納付している期間は同じであることから、申立人の主張どおり、申立期間②及び③の保険料は、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び④から⑥までについては、一緒に納付したとされる申立人の夫の保険料も未納となっている上に、ほかにも未納期間が存在し、その申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

このほかに申立期間①及び④から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から52年3月まで  
② 昭和53年4月から同年6月まで

私は、昭和45年に結婚し、A市B支所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、46年4月から国民年金保険料を納付したはずであり、46年4月から52年3月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間が未納と記録されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間②に近接する昭和52年4月から53年3月までの期間及び53年7月から54年3月までの期間を過年度保険料で納付しており、あえて53年4月から同年6月までの期間の過年度保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、昭和52年4月以降、申立期間②を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

一方、申立期間①について、A市の申立人の被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和54年5月に行われており、この時点では、52年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、第3回特例納付の実施期間中ではあったが、当該特例納付を行った事情はうかがえない。

また、申立期間①は72か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年3月まで  
社会保険庁の記録では、昭和42年4月から43年3月までの期間が免除となっているが、免除申請した覚えは無く、保険料は納付したはずであり、免除となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間はA市において国民年金の加入手続を行った年度であり、申立期間直前の昭和41年8月から42年3月までの期間を過年度保険料で納付するなど納付意識が高かったことがうかがえる。

また、A市の申立人の被保険者名簿によれば、申立期間に近接する昭和41年8月から42年3月までの保険料が2年の時効期間経過後の44年5月2日に納付と記録されていること、及び申立人の妻は申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の申立期間は国民年金任意加入対象期間であるのに、法定免除と記録されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1356

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで

母が、私の国民年金加入手続を行い、昭和45年に結婚するまで国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料は、A市役所から保険料が未納になっていると指摘され、母が用意してくれた保険料を私かお手伝いさんがA市役所で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金手帳記号番号が払い出された後、平成19年7月までの長期にわたり国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

また、申立期間は4か月と短期間であるとともに、A市役所では過年度納付書を発行していた可能性も否定できないことから納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の両親は国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、父は49年に56歳で死亡するまで、母は60歳まで完納しており、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和36年4月ころA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を集金に来ていた隣組の集金人に夫の分と一緒に納付していた。保険料はいつも夫の分を合わせて私が納付していたのに、申立期間の夫の保険料が納付済みで私の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足時より国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっていることから、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番となっており、申立人が国民年金保険料をいつも一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は申立期間については納付済みとなっていることを考え併せると、申立人の保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの期間、40年9月から41年3月までの期間、42年1月から43年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで  
② 昭和40年9月から41年3月まで  
③ 昭和42年1月から43年3月まで  
④ 昭和43年10月から44年3月まで

私は、実家が経営していた工場に勤務していた夫と昭和31年に結婚して、以来商売や家計の管理は私が主体となって行ってきた。国民年金保険料も36年から私が必ず夫婦同時に納付してきた。申立期間について、夫は特例納付しているとのことだが、私が夫の保険料のみ納付して自分の保険料を納付しないはずが無く、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時である昭和36年4月に夫婦連番で払い出されており、国民年金への意識や保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人は、結婚以来、自営業を主体となってい、その業績は順調であり、国民年金保険料についても申立人が夫婦の保険料を必ず同時に納付していたと述べており、その納付記録の納付状況からみても、申立人及びその夫の保険料を一緒に納付していたと推認することができ、当該申立期間に限り申立人が、夫の保険料のみを特例納付し、自分の保険料を特例納付していないというのは不自然である。

さらに、申立人の夫の昭和46年度及び47年度の保険料は、社会保険庁の

記録において未納とされていたものが、A市が保管する被保険者名簿により納付済みであることが確認され、平成20年12月の時点になって納付記録の訂正が行われており、行政側の記録管理が著しく不適切であった可能性があり、夫婦二人分の保険料を申立人が納付していたとの主張を考え併せると、申立期間について納付されていた可能性は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料については、すべて妻と一緒に納付していたはずであり、二人とも未納期間は無いと思っていたが、年金記録の照会をしたところ、私は昭和48年4月から同年6月までの3か月が、妻は同年7月から同年9月までの3か月が未納となっていた。

妻の分は当時の領収書があったので、平成20年10月に社会保険事務所で年金記録が訂正されたが、私の分は領収書が見付からないため未納となっている。妻が必ず納付しているので未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和47年ころに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料についても夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻は、結婚前の41年4月から申立期間を含め、60歳になる前月の平成16年8月まで国民年金保険料を払い続けており、納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険庁の電算記録により、申立人及びその妻の保険料納付年月が確認できる平成8年4月から11年7月までの期間は、すべて夫婦同一年月に納付していることが確認できる上、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっていることを考え併せると、申立人の妻が自分の分の保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の妻が所持する申立期間を含む昭和48年1月から同年6月までの国民年金印紙売さばき代金領収証書により、申立人の妻は、申立

期間の保険料を同年3月13日に前納していることが確認でき、申立人が申立期間直前の同年1月から同年3月までを納付済みであることを考え併せると、申立期間を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の妻は、昭和48年7月から同年9月までの保険料が未納とされていたが、自身が保管する領収証書により納付が確認できたことから、平成20年10月16日に年金記録が訂正されており、行政側の納付記録の管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 1 月ころ、友達に教えてもらって A 区役所 B 出張所で国民年金に加入した。保険料の支払いは最初から銀行口座引落により行ってきた。未納があれば銀行等から督促を受けるはずであるが、55 年 1 月から同年 3 月までの分の支払督促を受けていないし、わざわざ銀行に行った記憶もなく、申立期間の保険料は支払ったはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月 12 日に国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が発足するまで、申立期間を除き国民年金保険料を納付し続けており、52 年 1 月から 53 年 12 月までは付加年金に加入し、昭和 58 年度は前納するなど、国民年金制度に対する理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、加入当初から銀行口座振替で保険料を納付したと主張しているところ、A 区では昭和 46 年 4 月から、C 市では 44 年 11 月から国民年金保険料の口座振替が可能であり、申立期間当時、申立人の夫が給与振込を受けていた D 銀行（現在は、E 銀行）F 支店は口座振替業務を取り扱っていたことを確認済みであり、申立人の主張には不自然さが無い。

さらに、申立人の夫は当時、G 社に勤務しており、収入は安定し保険料納付の資力は十分にあったと考えられ、申立期間は 3 か月と短期間であることを考え併せると、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年6月1日）及び資格取得日（24年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、22年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年3月までは3,300円、同年4月は3,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年5月1日まで

私は、A社C支店に昭和22年4月21日に入社し、61年6月30日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、退職証明書、社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と資格取得年月日が同日である複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社C支店に継続して勤務しており、申立人と同じ部署であったと供述しているところ、当該同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和22年6月から23年7月までは600円、

同年8月から24年3月までは3,300円、同年4月は3,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年6月から24年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年4月から5年6月までは53万円、5年7月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年10月まで

平成4年4月から5年10月までの期間、私はA社に勤務しており、その間の標準報酬月額が20万円となっているが、実際の私の標準報酬月額は53万円（上限）及び32万円だったので、記録の訂正についてのあっせんを求めらる。

## 第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は平成4年4月から同年9月までの期間は59万円、4年10月から5年6月までの期間は62万円、5年7月から同年10月までの期間は32万円であることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が平成4年4月から5年6月までの期間は上限である53万円、5年7月から同年10月までの期間は32万円と記録されていた。ところが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年11月17日より後の6年3月4日付けで、4年4月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を20万円に引き下げる旨の処理をした記録がされている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、これは同所において事実と反する処理を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の標準報酬月額についての訂正が有効に行われたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月から5年6月までは53万円、5年7月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和34年5月23日から43年7月31日までA社に勤務しており、退職後に受け取った失業保険の離職票にも離職日が43年7月31日と書かれている。また、健康保険の継続療養証明書の交付日が同年8月7日であり、同年7月20日には健康保険証を使用している。以上のことから申立期間について厚生年金保険に加入していると申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、失業保険被保険者離職票及びB健康保険組合の健康保険継続療養証明書により、申立人が昭和43年7月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和43年4月分、年度不明の11月、12月、1月、2月及び5月分並びに年月不明の1か月分の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、このうち年度不明の5月分及び年月不明の1か月分は、基本給が43年4月の基本給と同額であることから、それぞれ同年5月及び同年6月分の給与明細書であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主等の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年4月1日まで

記録によると、A社C出張所で昭和44年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社本社で同年4月1日に資格を取得していることとなっているが、転勤辞令で同社本社に異動したものであり、定年退職まで継続して勤務し、途中で退職したことは無いことから、空白期間は無いはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書の写し、辞令の写し及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和44年2月1日に同社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に、昭和44年4月1日に資格を取得したと記載されていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年7月1日から同年8月24日まで  
私の亡夫は、昭和22年4月1日から63年7月まで、途絶えることなくA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるのに、A社B支店から同社本店に異動した時期である24年7月1日から同年8月24日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務(昭和24年8月24日に同社B支店から同社本店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年6月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を48年9月から49年7月までは6万円、49年8月から50年7月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月6日から50年8月7日まで

私は、昭和48年9月6日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は50年8月からとなっているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、連絡の取れた同僚4人全員がA社に勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間とが一致していることを、その中の3人が申立人と同様の職務内容だったことを供述しており、当該事業所では、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における同僚の記録から48年9月から49年7月までは6万円、49年8月から50年7月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、2回にわたり健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出す

る機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 50 年 8 月 7 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 48 年 9 月から 50 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月2日から同年12月1日まで

私は、昭和30年4月から62年8月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和30年4月から62年8月末まで勤務し（46年12月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、特段の理由を示すこと無く納付したと主張するが、このような主張からは事業主による保険料納付を認めることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年9月まで

私は、20歳の時、成人式に出席して国民年金についての説明を受け、加入手続をしたので、20歳から納付しているはずであり、昭和37年8月から41年9月までが未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年12月21日の時点において、過年度納付が可能な41年10月から43年3月までの国民年金保険料を44年1月11日に納付したことが社会保険事務所で保管している特殊台帳から確認できる上、申立期間の41年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は50か月と長期間であり、保険料の納付場所、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和45年に結婚し、A市B支所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、46年4月から国民年金保険料を納付したはずであり、同年4月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間が未納と記録されているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、納付したとする妻の記憶が不鮮明なため、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年10月の時点では、48年6月以前の期間は時効により保険料の納付はできない期間であり、そのうち、47年4月から48年3月までの保険料は50年12月20日に第2回特例納付により納付されているが、その余の時効にかかっている申立期間①及び②の48年4月から同年6月までの期間の特例納付の事実は認められず、その期間の納付の根拠となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和48年7月から49年3月までの期間については、申立人が主張するように現年度の保険料として納付することはできず、ほかにその期間の保険料を過年度保険料として納付していたことをうかがわせる事情も見出すことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年8月まで  
申立期間の昭和54年4月から同年8月までについて国民年金保険料が、未納となっていた。国民年金保険料を納めていたのに、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿等において昭和59年9月以降に払い出されていることが確認でき、その時点において54年8月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、申立期間は未加入期間であることから保険料を納付することは困難であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人には納付時期、納付金額、納付方法等の記憶は無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1364

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、A市Bの個人商店に住み込みで勤務していたが、20歳になったので、経営者から「国民年金を納付した方が良い。」と言われ、A市C出張所だと思うが、加入手続を行ったはずである。国民年金保険料は勤務先で納付していたようだが、事務の仕事をするようになった経営者の長男から「自分で納めたら」と言われ、その後は、郵便局で納付していたと思う。昭和39年の冬に結婚が決まったので、A市役所で「扶養になるから辞めたい。」と届け出て、辞めた記憶があり、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の経営者から勧められ、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立期間の関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶が明確ではなく、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市では国民年金保険料の納付は申立人の述べる郵便局ではできず、同市役所か出張所のみであったが、申立人はいずれの場所においても印紙を購入して納付した記憶は無く、申立内容に矛盾がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月に払い出されていることから、申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料の納付はできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年2月まで

私は、年金のことは全く覚えが無いが、きちんとした性格の亡き父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずである。申立期間当時、私の家は職人を使って商いをしていた。私は、姉や妹と同様に勤めたかったのに、家の手伝いをしていたので、母は私のことをいろいろやってあげるよと言っていた。父のきちんとした性格や母の言動から、申立期間が未加入期間として未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、亡くなった父が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年3月20日以降であり、任意加入したのは同年6月14日であることから、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしたとされる申立人の父及び母は既に亡くなっており、申立人は、保険料の納付等に直接関与していないことから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間当時同居していた申立人の姉及び弟の国民年金の加入状況等についても、20歳から加入し、保険料を納付した状況はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から61年3月まで

私は、昭和53年ごろに、サラリーマンの配偶者であっても任意で国民年金に加入できることを知り、国民年金に加入し、併せて付加保険料の納付を申し出た。54年1月にA市役所B出張所で私が現金で納付した。平成20年1月に65歳になるため受給申請を出したところ、付加保険料が未納とされていることに、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月ごろに国民年金への任意加入手続を行った際、付加年金への加入手続も行ったと主張しているが、A市が保管する被保険者名簿の「付加記録」欄に付加年金に加入したとの記載は無い。

また、申立期間当時から定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みになっていることを確認済みであり、定額保険料だけが納付済みとなっていることを踏まえると、付加保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年9月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、申立期間①のころ勤務していた事業所が厚生年金保険に加入していないことに不安を感じて退職し、在職していた3か月分の国民年金保険料を納めるためにA市役所へ年金手帳と現金を持参し、保険料を納めた。

また、申立期間②についても、勤務先が厚生年金保険未適用事業所だったため、転職後にA市役所で手続きをして前回とおよそ同額の保険料を納めた。申立期間については市役所で必ず手続きをしていたはずなので、保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②のいずれも、勤務していた事業所を退職し、新たに事業所に勤務した後に、その間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を市役所で行ったと主張しているが、申立期間①及び②当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、当時の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき、申立人は任意加入者として取り扱われ、任意加入者は、加入を申し出た日に被保険者資格を取得することから、制度上、申立人が主張するようにさかのぼって加入して保険料を納付することはできない。

また、申立人が納付したと主張している保険料の金額は、申立期間①及び②当時の保険料額とは大きく異なっており、申立人が任意加入していた昭和45年度及び46年度の保険料と近似していることから、この時期の記憶と混同していることも考えられるなど申立人の保険料納付に係る記憶には曖昧さが認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年12月まで  
昭和40年4月から43年12月まで特例納付した保険料について、厚生年金保険の加入期間であるため、社会保険事務所の記録では還付済みとなっているが、私は還付金を受け取っていないので、還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和43年4月から46年3月までの特例納付に係る領収証により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるが、社会保険庁の電算記録には、厚生年金保険との重複加入が判明したことによる還付処理について、還付期間、還付金額及び還付決議日等が記載されており、一連の事務処理に不自然さは認められない。

また、申立人は還付の請求及び還付金の受領をしていないと主張しているが、社会保険庁の電算記録により、申立期間に係る還付金は、当時申立人が利用していたA郵便局（現在は、ゆうちょ銀行B店）への送金支払いとなっており、送金通知書到達後に申立人が同郵便局において還付金を受け取っていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る還付の請求及び還付金の受領をした記憶が無いというほかに還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

なお、申立人は、特例納付保険料として、第1回特例納付の実施期間である昭和47年3月27日に40年4月から42年3月までの合計24か月分の保険料

を納付した記録となっているが、当該期間は厚生年金保険加入期間であることを踏まえると、特例納付した24か月分のうち5か月分は、社会保険庁の記録では未加入となっているが、本来、国民年金の強制加入期間である37年8月及び同年9月並びに38年7月から同年9月までの期間の保険料として納付したものであると考えるのが相当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私は、父が経営していた個人事業の事業所で、18歳から45歳まで働いていたが、給料はもらわず、食べさせてもらうだけの状況で、帳簿を見せてもらったこともない。両親の性格から考えて、私が20歳となった昭和37年\*月に、母が当時居住していたA区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。

両親の国民年金の納付状況から、申立期間に私の年金記録が未納であったとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和37年2月に、その母が国民年金加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年7月21日に社会保険事務所がA区分として払い出した番号の一つであり、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立期間において申立人の氏名は無く、41年7月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する3冊の国民年金手帳のうち、申立人の申述する表紙の色から判断して最も古いものは、昭和41年7月30日発行となっており、国民年金手帳記号番号の払出日と符合している上、当該手帳の記録により、20歳となった37年\*月\*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、加入手続及び保険料の納付をしてくれていたとする母親は、既に他界しており、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 751

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 29 年 9 月から 30 年 7 月まで

私は、昭和 29 年 4 月から同年 8 月までの期間はA社B支店C作業所に、同年 9 月から 30 年 7 月までの期間は同社D支店E作業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録の訂正についてあっせんを求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況及び同僚・上司等について具体的に記憶していることから、申立期間①のA社B支店C作業所及び申立期間②の同社D支店E作業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立期間①の事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立期間②の事業所は、昭和 39 年 3 月 19 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、いずれの事業所も申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、当該事業所は、現在存続していないので、事業主等から、申立人に対する厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を認めることができる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、同僚は、「私は本社採用で厚生年金保険の加入記録があるが、申立人はC（地名）の現地採用のためかもしれない。」と回答しており厚生年金保険の適用等について証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 752

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月から 31 年 11 月まで  
② 昭和 32 年 12 月から 34 年 2 月まで

私は、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和 30 年 12 月 8 日になっていることに納得がいかない。もう 1 年長く勤務していたと記憶している。また、B社については、32 年 12 月ごろから勤めていたはずであり、同社の資格取得日が 34 年 3 月 1 日となっていることについても納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 31 年 11 月ごろまでA社に勤務していたと主張しているが、元同僚は、「申立人は覚えているが、いつからいつまで勤務していたかまで覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人と同様、昭和 30 年 12 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、「業績が悪化したため、自分を含め何人かは解雇された。解雇される 1 か月前に話があったと記憶している。」と供述しており、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿により、143 人中 38 人が同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることを考え合わせると、申立期間①当時、当該事業所では、業績の悪化を背景にまとめて、従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失を行ったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の人事記録等の資料が無く、当時の雇用実態等が不明である。

2 申立期間②については、申立期間②当時、B社で総務を担当していた元同僚は、「当時、会社には見習期間があった。社会保険については、事務量の削減のため、ある程度の人数が揃ってから資格取得手続きを行ってい

た。」と供述しており、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 34 年 3 月 1 日に資格取得した者が 9 人いることが確認でき、その他の期間においても何人かをまとめて資格取得させていることが確認できることを考え合わせると、当時、当該事業所は見習期間経過後において、まとめて厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の人事記録等の資料が無く、当時の雇用実態等が不明である。

- 3 このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案753

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から34年5月まで

私は、20歳のころにA社B工場に1年間ぐらい勤めていたが、当該事業所の厚生年金保険の記録が無いので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場における仕事内容及び退職した経緯について具体的に記憶している上、同工場が厚生年金保険の適用事業所になった昭和34年4月1日から、当該事業所で厚生年金保険被保険者であった元同僚が「1年前ぐらいから工場の立ち上げ期間があり、私が入る前から働いている人がいた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、上述のとおり、昭和34年4月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち33年4月から34年3月までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所において昭和34年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会を行ったが、保険料控除に係る事実を確認できる証言等を得ることができず、事業所も、「当時の資料は見当たらない」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧した結果、昭和34年4月から同年5月までに資格取得した者254人の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案754

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年2月28日まで

私の平成8年6月から10年1月までの標準報酬月額が、知らないうちに下げられている。社会保険事務所へ標準報酬月額の訂正届を出した覚えも無いので、正当なものに戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年3月25日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、8年6月から10年1月までの期間について59万円から9万2,000円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であり、代表取締役の妻であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成20年12月7日）に「自分が社会保険関係の手続きを担当していた。」と回答しており、申立期間当時、申立人が取締役であり社会保険関係の実務を担っていたことを考え合わせると、事業主（申立人の夫）が保険料納付の義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる。

さらに、申立人は、社会保険事務所への届出に必要となる当該事業所の代表者印について、「倒産後すぐに顧問弁護士を通じて管財人に渡した。」と主張しているが、当該顧問弁護士は既に他界したとしており、管財人についても連絡先が不明であるとしているため、証言を得ることができない上、社

会保険事務所は、当該標準報酬月額の訂正に係る届出書を既に廃棄していることから、管財人が当該届出を行ったことを確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 千葉厚生年金 事案755

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年2月28日まで

私の平成8年6月から10年1月までの標準報酬月額が、知らないうちに下がっている。社会保険事務所へ標準報酬月額の訂正届を出した覚えも無いので、正当なものに戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年3月25日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、8年6月から10年1月までの期間について59万円から9万2,000円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成20年12月7日）の「年金記録の確認期間において社会保険料の滞納がありましたか」という質問に「はい」と回答しており、社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、申立人は、「顧問弁護士を通じて、社会保険料の滞納分については、管財人が完済したと聞いている。」としており、申立人の妻は、社会保険事務所への届出に必要な当該事業所の代表者印について「倒産後すぐに顧問弁護士を通じて管財人に渡した。」と主張しているが、当該顧問弁護士は既に他界したとしており、管財人についても連絡先が不明であるとしているため、証言を得ることができない上、社会保険事務所は、当該標準報酬月額

の訂正に係る届出書を既に廃棄していることから、管財人が当該届出を行ったことを確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額 of 訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 30 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで A 社に継続して勤務しており、32 年 12 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間が、厚生年金保険未加入となっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できるが、いつごろまで勤務していたかまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人は「一時、A 社を退職して、1 か月から 2 か月の中断があるかもしれない。」と説明しているが、当該事業所は、平成 20 年 4 月 1 日に解散し、当時の関係資料は処分してしまったと説明していることから、申立期間における雇用の実態が不明である上、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において資格取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番は無いことから、事業所から、申立人に係る社会保険庁の記録どおりの被保険者資格喪失届が提出された後、再度雇用された際に被保険者資格取得届が提出されていない可能性も否定できない。

さらに、申立人は、当該事業所に昭和 35 年 9 月 30 日まで勤務していたと主張する理由について、「年金手帳に、厚生年金保険・船員保険の記録欄に被保険者となった日（資格取得日）が 30 年 9 月 1 日、被保険者でなくなった日（資格喪失日）が 35 年 9 月 30 日と記載されている。」ことによるとしている。しかしながら、年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録」欄については、被保険者自身又は事業主が記載することになってお

り、申立人の当該事業所における厚生年金保険加入期間を推認できるものではない。

このほか、申立人の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 11 日から同年 8 月まで

平成19年6月17日にA社会保険事務所にB社（現在は、C社）に係る厚生年金保険の期間照会をしたところ、昭和40年4月5日から41年2月11日まで加入していることが判明したが、私の記憶では41年8月まで勤務していたはずですので、同年2月11日から同年8月まで厚生年金保険の加入期間が抜けているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から氏名の挙がった二人の同僚からは、申立人が申立期間にB社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかつた上、同社は、申立人の申立てどおりに厚生年金保険の資格取得等の届出及び保険料の納付を行ったことについては、当時の資料が無いため不明である旨回答している。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険被保険者証を返還した記録と思われる「41. 4. 11証返還済」と記載されており、申立期間に係る健康保険整理番号にも欠番が無い。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入状況を確認したところ、昭和40年4月5日取得、41年2月11日離職となっており、当時の社会保険関係担当者も、「手続等は適正に処理していたと思うし、会社も順調だった。」と述べている。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 758

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月25日から8年4月22日まで

私は、平成3年8月1日から9年1月26日までA社又はB社が経営する事業所の所長として継続して勤務していたが、7年8月25日から8年4月22日までの厚生年金保険期間が抜けていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社又はB社が経営する事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社における申立人の健康保険証は、平成3年8月19日交付、7年10月25日回収、B社における申立人の健康保険証は、8年4月26日交付、9年2月3日回収と記録されている。

また、A社の事業主は、自分は名義上の事業主に過ぎず、実務はB社の事業主であるその夫がすべて行っていたが、既に亡くなっている上、当時の資料は何も残されていない旨回答している。

さらに、申立人は年金受給者であったが、仮に、厚生年金保険の被保険者であったとするならば、申立人は当時、65歳未満の被保険者であったことから、その年金額が一部または全額につき、支給停止となるところ、申立期間の年金額は満額にて支給されていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人が平成7年8月に厚生年金保険の資格を喪失した際の標準報酬月額が36万円、8年4月に資格を取得した際の標準報酬月額は9万8千円となっているが、事業主が申立人の特別支給の

老齢厚生年金の年金額の支給停止額を最低限に抑えるため、申立人に係る8年4月の資格取得届を提出する際には、記録どおりの報酬月額を届け出た可能性が高いものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 8 月から 59 年 5 月までの間、A 社（その後、B 社に名称を変更）に勤務していたが、C 支店開設準備のために D（地名）の本社在籍のまま E（地名）で勤務した 39 年 5 月から 40 年 4 月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと F 社会保険事務所より回答を受けた。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に A 社本社から同社 C 支店の開設準備のために E（地名）勤務となった同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社本社が加入していた G 健康保険組合の回答によれば、申立人及び申立人と一緒に E（地名）勤務となった同僚は、昭和 39 年 5 月 30 日に資格を喪失している上、両名は、社会保険事務所が保管する同社本社の被保険者名簿によると、39 年 5 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、A 社本社及び同社 C 社支店は、平成 14 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主からも、申立期間当時の社員台帳や給与台帳等の関係資料が手許になく、申立人の申立てどおりに厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の納付を行った否かについては不明と回答している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 35 年 1 月 5 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで A 社に、また、35 年 1 月 5 日から同年 4 月 20 日まで B 社に勤務していたのに、これらの期間が厚生年金被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった社員旅行の写真から、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の写真に写っている申立人と同様の業務に従事していたとされる同僚にも、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、複数の同僚から、「採用後、しばらくの間は見習いであった。」旨の供述があった。

さらに、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚全員が申立人を覚えていない上、申立内容を確認できる供述を得ることができず、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、事業主は、A 社が平成 8 年に解散しており、勤務実態及び厚生年金保険の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりに厚生年金保険の資格取得等の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明と回答している。

申立期間②については、申立人は、「社員数が少ない事業所だったので厚生年金保険の未適用事業所かもしれないし、勤務期間が短かったので同僚の名前も覚えていない。」と述べている上、社会保険事務所には、B 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。

また、社会保険事務所の記録から事業主の年金加入記録は確認できず、事業主の所在が不明のため申立人に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人は、当時の同僚を記憶していないため、照会をすることができず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から34年3月まで

私は、A区立B中学校を卒業して昭和33年4月から34年3月の間、C社に勤めていた。厚生年金保険料が給与から引かれていた記憶があるので、調査して私の年金記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したA区立B中学校が発行した就職先証明書（平成21年3月5日付け）により、申立人がC社に昭和33年4月に就職したことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人が同じ中学校から一緒に入社したと主張する同級生（連絡先不明）についても当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できない。

また、当該事業所における被保険者を確認したところ、その資格取得日における年齢は16歳くらいの者が多く、このことから、当該事業所においては、中学校を卒業して入社した者については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった可能性もうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚のうち連絡が取れた4人は、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の勤務実態について証言が得られなかった上、事業主は、当時の関係資料は既に廃棄しており当時の事務担当者も既に他界していると証言していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 2 月 27 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成 9 年 1 月から 10 年 1 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に訂正されているが、訂正の届けを出した記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正される前の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険事務庁の電算記録により、その翌月の同年 3 月 3 日に、申立人の標準報酬月額の記録が 9 年 1 月 1 日から 10 年 2 月 27 日までについて 59 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって低く訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の滞納保険料について社会保険事務所と数回にわたり相談をし、その結果やむ無く、当該事業所の厚生年金保険適用事業所全喪届を提出したと供述しているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失処理と標準報酬月額の訂正処理が同一日の平成 10 年 3 月 3 日に処理されていることが確認できる。

また、元従業員は、給与及び社会保険関係の事務処理は申立人が行っていたと証言しており、申立人自身も厚生年金保険適用事業所全喪届は自分が提出したと供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正に関与していないとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月10日から37年6月26日まで  
② 昭和37年7月23日から38年12月15日まで  
③ 昭和38年12月16日から39年8月14日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶が無く、最終勤務先のA事業所から厚生年金被保険者証を受けとってもないので、脱退手当金の手続もできないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後は昭和62年に厚生年金保険に再加入するまで国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 764

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月ころから平成 2 年 12 月 2 日まで  
② 平成 5 年 1 月 26 日から 8 年 4 月ころまで

私は、昭和 63 年 1 月ころから A 社に勤務していた。平成 8 年 4 月に営業中に脳梗塞で倒れるまで勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料も控除されていたはずであるから年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 同僚の証言及び「申立人が平成 8 年 4 月に勤務中に脳梗塞で倒れ、緊急入院した際の入院費用を会社が立替え払いした。」という当時の取締役の証言により、申立人が、平成 2 年 12 月 1 日以前及び申立期間②に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「申立人を含む営業担当の雇用条件は各人で異なり、一部の社員には完全歩合制の者もいた。」と証言している。また、当時の役員は、「会社が倒産した平成 11 年の数年前に、営業マンの大半は完全歩合制に移行したと思う。」と証言している。さらに、複数の同僚から、「在籍中に国民年金から厚生年金保険になった。」等の証言もあり、当該事業所においては、厚生年金保険について、従業員ごとに異なった取扱いがなされていたことがうかがえる。

- 2 申立期間①については、雇用保険の加入記録では、申立人は平成 3 年 2 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、社会保険庁の記録において、申立期間①の期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無い。

- 3 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成5年1月26日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録とも一致している。
- 4 このほか、当該事業所は、平成11年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料は既に廃棄されていることから、申立期間における雇用の実態は不明であり、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月から 35 年 8 月まで

私は申立期間当時、A道の工事作業をしていたB社（現在は、C社）D支店E作業所において、アルバイト・パートとして、帳簿の作成や人夫の給料計算等の仕事をしていました。給与は1月当たり約 6,500 円もらっており、1月当たり 100 円の厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者としての記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「B社D支店E作業所」の看板及び「労災保険関係成立票（工事期間：自昭和 33 年 12 月 1 日、至 35 年 3 月 31 日）」が写っている写真により、申立人が当時B社D支店E作業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人はアルバイト・パートとして働いていたと主張しているところ、事業主は、「アルバイトやパートとして事務補助の仕事をしていた人については、厚生年金保険に加入させないこともよくあった。」と証言している。

また、申立人が当時の同僚として名前（姓のみ）をあげた3名のうち、1名は既に他界しており、他の2名も所在が不明であるため、申立人の勤務の実態について証言を得ることができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
社会保険庁からの通知により、私の A 社（現在は、B 社）での勤務期間が、昭和 34 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで間、空白になっていたのので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事記録により、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが確認できる（昭和 34 年 3 月 1 日に入社、同年 6 月 1 日付けで C 係に発令）。

しかし、当該人事記録により、申立人は、昭和 34 年 6 月 1 日付けで C 係に配属されたときに、初めて本俸が発令されていることが確認でき、また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じように中学校卒で入社した女子が申立人の前後に 15 名おり、そのうち 13 名が 34 年 6 月 1 日に、2 名が同年 7 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所は、申立期間当時、一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

また、当該事業所は、昭和 49 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の後継会社では当時の関係資料は既に廃棄していて、申立人の雇用実態が不明である上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。